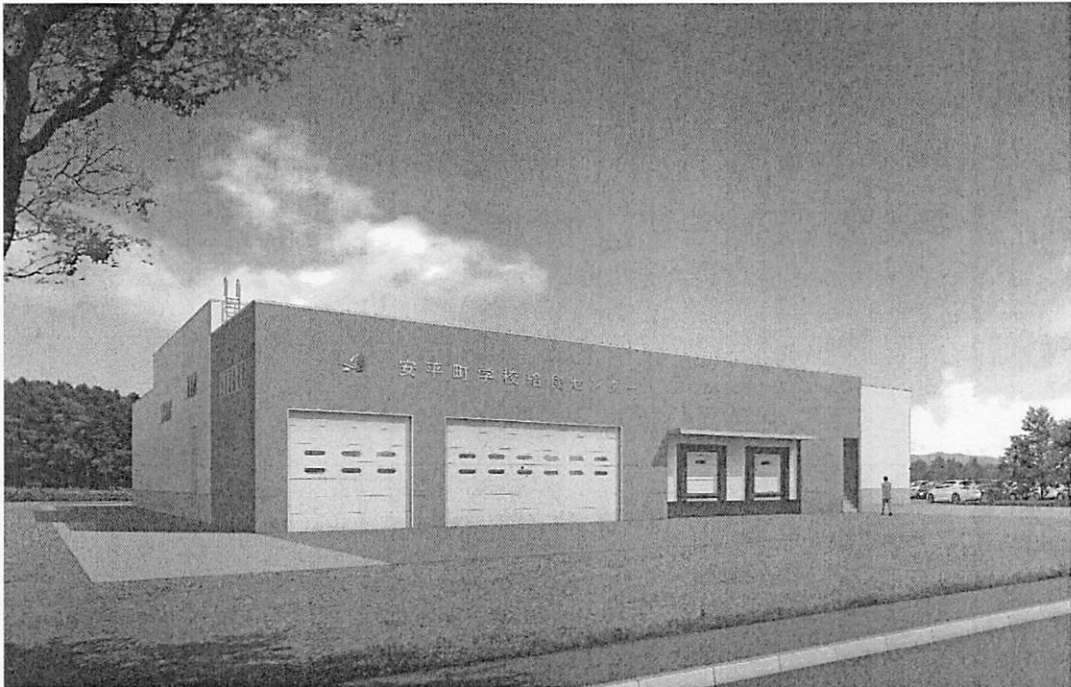


令和4年度

安平町給食センター運営委員会

(第2回)



日時：令和4年12月23日（金） 15：00～

場所：安平町役場大会議室

会議次第

(1) 開会

(2) 教育長挨拶

(3) 議題

諮問1：給食センターが供給する給食に要する経費（給食費）の改定について

諮問2：令和5年度から開始する追分高等学校への給食提供について

諮問3：学校給食費の納入の特例について

(4) 閉会

安平町給食センター運営委員会
委員長 秋 田 実 様

安平町教育委員会教育長 種田 直章

給食センターが供給する給食に要する経費(給食費)の改定について(諮問)

安平町の給食費は、平成26年度の消費税が5%から8%に増税された際に、増税分3%を増額して以降9年間据え置いてまいりましたが、そのベースとなる給食単価は平成21年度に改定したものであるため、14年間にわたり実質的な改定を行わずに運営して参りました。

この14年間の物価変動はもとより、昨今の新型コロナウイルス感染症や戦争の影響による物価高騰のあおりを受け、給食用食材購入はかなり厳しい状況に直面していることは、これまでの運営委員会において説明して参りました。

令和4年度については、地方創生臨時交付金を財源とした食材購入費の増額が可能であったことから、保護者の負担を増やすことなく食材購入費を補うことができましたが、食材の値上げは今も続いており、新型コロナウイルス感染症などが収束したとしても物価が下落することは見込めない状況にあります。また、地方創生臨時交付金は恒久的な財源ではないことから、現状の給食費のままでは、品数の削減などによって子どもたちに栄養価の充足した給食を提供することができなくなることが想定されます。

これをふまえ、運営委員会部会を開催し様々な意見をいただいたうえで、令和5年度からの給食費改定案をまとめました。

つきましては、給食費の改定について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

給食センターが供給する給食に要する経費(給食費)の改定について

諮問 1：給食センターが供給する給食に要する経費（給食費）の改定について

① 経過報告

会議	日時	出席者数	会議内容
令和3年度 給食センター運営委員会	11月16日	9名	給食費の状況について説明
令和4年度 給食センター運営委員会	8月29日	9名	給食費の状況について説明及び部会（検討会）の協力依頼
給食センター運営委員会 部会（検討会）	10月31日	10名	給食に関する意見聴取（グループワーク）
令和4年度 第2回 給食センター運営委員会	12月23日		部会の意見を踏まえ改定案を作成し諮問

② 諮問：給食費改定について 1食の単価

1. 改定内訳

	現行額	改定額	改定率	差額	備考
小学校・義務教前期	254円	279円	10%増	25円	
中学校・義務教後期	309円	339円	10%増	30円	
子ども園	230円	253円	10%増	23円	

2. 改定時期

令和5年4月から

令和5年度 給食費改定案（令和4年度食数で試算）

子ども園		単価	月額	年額
R4食数 200日	現行	230円	3,830円	45,960円
	10%増	+23円	+380円	+4,560円
	改定後	253円	4,210円	50,520円

各小学校 1、6年		単価	月額	年額
R4食数 193日	現行	254円	4,080円	48,960円
	10%増	+25円	+400円	+4,800円
	改定後	279円	4,480円	53,760円

各小学校 2～4年		単価	月額	年額
R4食数 197日	現行	254円	4,170円	50,040円
	10%増	+25円	+410円	+4,920円
	改定後	279円	4,580円	54,960円

各小学校 5年		単価	月額	年額
R4食数 196日	現行	254円	4,140円	49,680円
	10%増	+25円	+410円	+4,920円
	改定後	279円	4,550円	54,600円

中学校 1年		単価	月額	年額
R4食数 196日	現行	309円	5,040円	60,480円
	10%増	+30円	+490円	+5,880円
	改定後	339円	5,530円	66,360円

中学校 2年		単価	月額	年額
R4食数 193日	現行	309円	4,970円	59,640円
	10%増	+30円	+480円	+5,760円
	改定後	339円	5,450円	65,400円

中学校 3年		単価	月額	年額
R4食数 190日	現行	309円	4,890円	58,680円
	10%増	+30円	+470円	+5,640円
	改定後	339円	5,360円	64,320円

部会（検討会）で出された意見の検証内容

	意見の趣旨	検証内容
品数について	品数は減らさない方がよい。	品数など、現行の給食内容を維持する前提で改定を進めます。
	丼物の方が食材費が削減できると思う。	主食、温色、主菜、副菜の4品目を基本としています。品数を減らすとしたら、このような手法を参考にさせていただきますが、現状では現行給食内容の維持を前提としています。
食材について	米の使用頻度を増やす（バラエティ増など）	小麦は米に比べ価格が高いため、小麦製品を少なくすることで費用削減になりますが、センターで使用している道産小麦は北海道やホクレンは消費拡大を進めておりますので、関係機関との調整に時間が必要です。
	地産地消で輸送費等を削減する。	給食センターでは、以前より地産地消を推進しており、地元生産者団体の作付け量に応じかなりの割合の取引をしています。意見の趣旨とずれてしまいますが、地産地消の推進の取り組みとして、今まで調理できなかった地元食材の活用を広げる方向で試作を始めています。
	デザート削減	現状の給食においては、卒業などの行事食以外のデザートは冬季間のヤクルトやヨーグルトの使用を心がけていますが、年間の使用はかなり絞っています。給食の楽しい思い出のひとつとして最低限は使用したいと考えています。
	牛乳をやめる	牛乳をやめることは制度としては可能ですが、いくつか課題が出てきます。①栄養価の確保 ②完全給食の廃止 ③牛乳消費拡大を進める国、北海道、ホクレンからの圧力など。こちらも関係機関との調整に時間が必要です。
	牛乳パックをやめて1ℓパックをコップで配る	こちらも削減効果は大きいですが課題もあります。①センターにはコップは無い ②コップに配るときの衛生管理など。
	加工品ではなく手作り	センター調理は衛生上の理由で当日調理しか認められていないため、調理に時間が必要な献立は実現不可能となっております。800食分手作りするには限界があります。
その他	給食の日数を減らす（弁当持参）	給食日数は学校の教育活動に影響します。弁当持参は家庭によって対応が異なるため、学校は弁当持参はなるべく行わない配慮をしています。
	民間委託	現状の給食では、センターが献立を作成し、皆さんから納めていただいた給食費で食材を購入。その食材を調理し学校への配送する業務を民間委託しております。献立作成と食材購入は切っても切り離せないため民間委託は難しいところです。
保護者負担	完全無償化、町補助など	保護者負担軽減についてもご意見をいただきましたが、町財政や予算に関わり町会計の収支を見ながら町長が政策的に判断するため、給食費改定とは別の手順で皆さんの意見を伝えていきます。
	給食費の議論は負担が大きいため、定期改定や定額・定率改定としてはどうか。	これについてもご意見をいただきました。改定に関わるルール作りは、慎重に、かつ前向きに検討したいと考えています。

早来・追分学校給食センター給食費の推移（1食当り）

年度	早来地区		追分地区			備考
	小学校	中学校	小学校	中学校	幼稚園	
昭和42年	35円	40円				早来地区開設当初
昭和55年	155円	193円				
昭和56年	166円	204円				
昭和57年						
昭和58年						追分地区開設当初
昭和59年						
昭和60年	176円	214円				
昭和61年						
昭和62年						
昭和63年						
平成元年	180円	219円				早来地区消費税対応
平成2年						
平成3年						
平成4年	200円	244円				改定率(小)12%(中)12%
平成5年						
平成6年						改定率(小)14%(中)7.5%
平成7年						
平成8年						
平成9年						
平成10年						
平成11年						
平成12年	225円	273円	220円	261円	204円	早来～改定率(小)13%(中)12%
平成13年						追分～改定率(小)12%(中)14%
平成14年						
平成15年						
平成16年						
平成17年						
平成18年			225円	273円	204円	合併協議による
平成19年						
平成20年						
平成21年	247円	300円	247	300	224	改定率(小、中、幼)10%
平成22年						
平成23年						
平成24年						
平成25年						

新学校給食センター 運営開始（早来、追分統合）

年度	小学校	中学校	幼稚園、こども園	備考
平成26年	254	309	230	改定率(小、中、幼)3%
平成27年				
平成28年				
平成29年				
平成30年				
令和元年				
令和2年				
令和3年				
令和4年				

安学給第 6617-2 号
令和4年 12 月 23 日

安平町給食センター運営委員会
委員長 秋 田 実 様

安平町教育委員会教育長 種田 直章

令和5年度から開始する追分高等学校への給食提供について(諮問)
安平町の追分高等学校の存続支援策のひとつとして、令和5年度より希望者への学校給食有料提供を行うことになりました。
つきましては、下記のとおり追分高等学校の給食提供について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

令和5年度から開始する追分高等学校への給食提供について

諮問 2：令和 5 年度から開始する追分高等学校への給食提供について

① 諮問 2－1：追分高等学校の給食費について 1 食の単価

	給食費	算定内訳	備考
追分高等学校	289円	中学生料金339円-牛乳約50円	高校の牛乳提供はありません。

(参考) 追分高等学校への給食提供

- ・希望者への給食提供（有料）
- ・牛乳を提供しないこと以外は、小中学校と同じ献立です。
- ・追分高等学校存続支援の内容は、追分高等学校HPに掲載されています。

② 諮問 2－2：追分高等学校のアレルギー対応食について

- ・アレルギー対応食は、保護者との意思疎通や学校と協力した安全対策が必須です。
- ・追分高等学校は町外から通学している生徒が大半を占めており、保護者が町外に居住している状況においては保護者との面談等の意思疎通や、学校での発作時の対応に困難が生じることが想定されることから、アレルギー対応食は見送ることが妥当と思われます。
- ・なお、小中学校の給食は原則として全員給食であるため、アレルギー対応食による安全対策を行う必要がありますが、追分高等学校の給食は希望者への提供であるため、給食を食べない選択ができます。

安学給第 6617-3 号
令和4年 12 月 23 日

安平町給食センター運営委員会
委員長 秋 田 実 様

安平町教育委員会教育長 種田 直章

学校給食費の納入の特例について(諮問)

安平町の学校給食費の納入の特例として、給食費を徴収しない基準が規定されております。

この規定は、給食停止等の際の給食費の減額に関するものですが、現行の規定では負担の公平性を保つうえで基準が著しく低いうえ、不明確な部分があることから、基準の適正化及び明確化を図る必要があります。

つきましては、下記のとおり学校給食費の納入の特例について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

学校給食費の納入の特例について

諮問3：学校給食費の納入の特例について

① 現行の規定について

安平町学校給食センター管理規則

(給食費の納入の特例)

第7条 年間を通じて給食の供給を受ける者が転入、転出、欠席その他の理由により、当該月において給食の供給が15日未満である場合には、前条の規定にかかわらず、給食費を徴しない。

※前条の規定

(給食費の納入)

第6条 給食費の納付は、町長が発行する納入通知書により毎月25日まで当月分を納付しなければならない。

② 現行規定の問題点について

- ・給食停止の開始日が明確に規定されていない。
- ・「給食提供が15日未満」の規定は、給食費減額の基準としては著しく低い。
- ・基準が低いことで、著しく公平性を欠くケースが生じる。

(参考) 厚真町、むかわ町

次の各号のいずれかに該当する場合の給食費については、別表に掲げる基準により徴収する。

(1) 児童・生徒が転入、転出又は死亡とき。

(2) 児童・生徒が病気、事故その他の理由により欠席することをセンター長に報告済みであるとき。

区分	当該月の在校期間	給食費月額に乗ずる額
転入、転出、死亡	15日未満	0
	15日以上	100分の100
欠席	欠席日数15日以上	0
	欠席日数15日未満	100分の100

安平町と同等

安平町は欠席1日で減額になる月がある。

③ 諮問：学校給食費の納入の特例について

- ・転入、転出、死亡などは従来どおり「給食提供が15日未満」が妥当と思われます。
- ・病気、事故などは、「給食停止が15日以上」が妥当と思われます。
- ・給食停止の開始時期を明確にするため、「給食センター長に報告」を明記することが必要と思われます。(遡及適用は行わない)

(改正案)

当該月において

(給食費の納入の特例)

第7条 年間を通じて給食の供給を受ける者が次の基準を満たし給食センター長に報告済みの場合には、前条の規定にかかわらず、給食費を徴しない。

(1) 転入、転出又は死亡などの理由により給食提供が15日未満のとき。

(2) 病気、事故などの理由により給食停止が15日以上するとき。